

【09建築・土木技術者 ＝ 各種施工管理及び安全管理業務】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	・専門工事の施工管理業務経験10年以上かつ、指導的立場での管理業務経験5年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。(原則として監理技術者) [1級建築施工管理技士・1級建築士・1級管工事施工管理技士] [1級土木施工管理技士・1級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。 ・業務の遂行に関して、年齢・健康状態等について特別の配慮を必要とせず、派遣先の通常の労働者と同程度の注意を払う労働者であること。
B ランク	・専門工事の施工管理業務経験5年以上かつ、指導的立場での管理業務経験3年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。又は、同等以上の知識経験を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務・暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務の割合に注意する等の特別な配慮を必要とすること。
C ランク	・原則として専門工事の施工管理業務経験が5年以内であり、PC／CADの基礎知識を有し、基本操作が可能であること。施工記録管理／施工計画書作成・総合工程表の理解に関しての知識が十分でなく、業務の遂行に関して一定の注意が必要であること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務の原則禁止、暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務を軽減する等の特別な配慮を必要とすること。 ・年齢・健康状態・本人の希望等を考慮し、施工管理業務から安全管理業務への職種転換を行い、身体への負担が一定程度軽減された業務での勤務をしていること。

〔基準値〕 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和6年度適用「09建築・土木技術者＝各種施工管理及び安全管理業務」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	(別表1-1)
1,459	1,679	1,841	1,869	1,968	2,145	2,671	(円)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和4年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	113.90%	1.139	1年	1,913	5年	2,242	10年	2,444
神奈川	109.60%	1.096		1,841		2,157		2,351
千葉	106.20%	1.062		1,784		2,091		2,278
埼玉	106.60%	1.066		1,790		2,098		2,287
その他の県	106.20%	1.062		1,784		2,091		2,278

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (5%)	0.05	1年	96	5年	113	10年	123
神奈川				93		108		118
千葉				90		105		114
埼玉				90		105		115
その他の県				90		105		114

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	2,009	5年	2,355	10年	2,567
神奈川		1,934		2,265		2,469
千葉		1,874		2,196		2,392
埼玉		1,880		2,203		2,402
その他の県		1,874		2,196		2,392

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和6年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1,909	賞与額 391	合計額 2,300	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1,660	賞与額 340	合計額 2,000	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1,394	賞与額 286	合計額 1,680	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和4年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	1,924	Bランク	2,290	Aランク	2,634
神奈川	109.60%	1.096		1,842		2,192		2,521
千葉	106.20%	1.062		1,785		2,124		2,443
埼玉	106.60%	1.066		1,791		2,132		2,452
その他の県	106.20%	1.062		1,785		2,124		2,443

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、
当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	116	Bランク	138	Aランク	159
神奈川			111		132		152
千葉			108		128		147
埼玉			108		128		148
その他の県			108		128		147

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2) 基準給与額

東京	Cランク	2,040	Bランク	2,428	Aランク	2,793
神奈川		1,953		2,324		2,673
千葉		1,893		2,252		2,590
埼玉		1,899		2,260		2,600
その他の県		1,893		2,252		2,590

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張手当・住宅手当・家族手当の支給がある場合は、派遣社員国内出張旅費規程、
 派遣社員就業規則に基づいて別途支給するものとします。各手当は、賃金として時給換算します。
 出張手当：500円／日～4,000円／日 時給換算した場合：63円／H～500円／H
 住宅手当：16,800円／月～33,600円／月 時給換算した場合：100円／H～200円／H
 家族手当：16,800円／月～33,600円／月 時給換算した場合：100円／H～200円／H

※会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【25一般事務員＝事務系派遣労働者】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	・業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝上級レベル・Word中級レベル・PowerPoint中級レベル以上等専門性が高い次に挙げるような資格を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	・業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝中級レベル・Word中級レベル・PowerPoint初級レベル以上等専門性が高い次に挙げるような資格を有すること。 又は、明らかに同等以上の能力を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	・原則として事務系業務の経験が5年以内であること。 ・PCスキル全般・各種帳票類の分類及びデータ入力・分類データに基づく注文書等の作成／建設業においては、建設業の経理事務に必要とされる仕訳に関する知識が十分でないこと。

〔基準値〕 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和6年度適用「25一般事務員＝事務系派遣労働者」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	(別表1-1)
1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580	1,968	(円)

〔地域加算額〕 ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和4年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	113.90%	1.139	1年	1,409	5年	1,652	10年	1,800
神奈川	109.60%	1.096		1,356		1,590		1,732
千葉	106.20%	1.062		1,314		1,540		1,678
埼玉	106.60%	1.066		1,319		1,546		1,685
その他の県	106.20%	1.062		1,314		1,540		1,678

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

〔退職金加算額〕 ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (5%)	0.05	1年	71	5年	83	10年	90
神奈川				68		80		87
千葉				66		77		84
埼玉				66		78		85
その他の県				66		77		84

〔合計金額〕 ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	1,480	5年	1,735	10年	1,890
神奈川		1,424		1,670		1,819
千葉		1,380		1,617		1,762
埼玉		1,385		1,624		1,770
その他の県		1,380		1,617		1,762

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和6年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1,394	賞与額 286	合計額 1,680	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1,220	賞与額 250	合計額 1,470	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1,029	賞与額 211	合計額 1,240	← 1年の概算値

※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。

※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)

※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和4年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	1,420		1,684		1,924
神奈川	109.60%	1.096	1,360		1,612		1,842
千葉	106.20%	1.062	1,317	Bランク	1,562	Aランク	1,785
埼玉	106.60%	1.066	1,322		1,568		1,791
その他の県	106.20%	1.062	1,317		1,562		1,785

※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。

(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京			86		102		116
神奈川			82		97		111
千葉	退職金加算 (6%)	0.06	80	Bランク	94	Aランク	108
埼玉			80		95		108
その他の県			80		94		108

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1,506	Bランク	1,786	Aランク	2,040
神奈川		1,442		1,709		1,953
千葉		1,397		1,656		1,893
埼玉		1,402		1,663		1,899
その他の県		1,397		1,656		1,893

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張日当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【64生産関連・生産類似＝CADオペレーター】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	・専門的業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定1級（建築・機械・トレス）、準1級の取得者。 又は3次元CAD利用技術検定1級、準1級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関する知識を有すること。 設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての 十分な実務経験があり、当該業務に必要な知識があること。 その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [1、2級建築施工管理技士・1、2級建築士・1、2級管工事施工管理技士] [1、2級土木施工管理技士・1、2級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい 人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	・専門的業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定準1級、2級の取得者。 又は3次元CAD利用技術検定準1級、2級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関して、指示に基づいて 作成できるだけの能力、業務経験があること。 設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての 業務経験や知識があること。 その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管 理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	・原則として業務経験が5年以内で、AutoCADを使用できること。 (CAD関係の検定資格3級、4級を取得しているレベル) ・各種図面を作成する為に必要とされる知識全般、及びスペック（材料等）・規格 (JIS・ASME等)に関する知識が、専門職としてのCADオペレーターのレベル に達していないこと。

〔基準値〕 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）別添2

令和6年度適用「64生産関連・生産類似＝CADオペレーター」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	(別表1-1)
1,177	1,355	1,485	1,508	1,588	1,730	2,155	(円)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和4年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	113.90%	1.139	1年	1,544	5年	1,809	10年	1,971
神奈川	109.60%	1.096		1,486		1,741		1,897
千葉	106.20%	1.062		1,440		1,687		1,838
埼玉	106.60%	1.066		1,445		1,693		1,845
その他の県	106.20%	1.062		1,440		1,687		1,838

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (5%)	0.05	1年	78	5年	91	10年	99
神奈川				75		88		95
千葉				72		85		92
埼玉				73		85		93
その他の県				72		85		92

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	1,622	5年	1,900	10年	2,070
神奈川		1,561		1,829		1,992
千葉		1,512		1,772		1,930
埼玉		1,518		1,778		1,938
その他の県		1,512		1,772		1,930

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和6年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1,527	賞与額 313	合計額 1,840	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1,328	賞与額 272	合計額 1,600	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1,129	賞与額 231	合計額 1,360	← 1年の概算値

※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。

※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)

※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和4年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	1,558	Bランク	1,832	Aランク	2,107
神奈川	109.60%	1.096		1,491		1,754		2,017
千葉	106.20%	1.062		1,445		1,700		1,955
埼玉	106.60%	1.066		1,450		1,706		1,962
その他の県	106.20%	1.062		1,445		1,700		1,955

※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。

(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	94	Bランク	110	Aランク	127
神奈川			90		106		122
千葉			87		102		118
埼玉			87		103		118
その他の県			87		102		118

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1,652	Bランク	1,942	Aランク	2,234
神奈川		1,581		1,860		2,139
千葉		1,532		1,802		2,073
埼玉		1,537		1,809		2,080
その他の県		1,532		1,802		2,073

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張日当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)